

別表第二（第三条関係）

一 施設の規模が別表第一(ろ)欄に定める規模に該当するものに係る基準

- 1 敷地内の通路 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
 - (二) 路面に段差を設けないこと。
 - (三) 通路を横断する排水溝を設ける場合においては、その排水溝の蓋は、つえ及び車椅子のキャスターが落ちないものとする。
- 2 施設の出入口（一般の利用者の用に供するものに限る。以下同じ。） 1に掲げる基準に適合する敷地内の通路と接続する一以上の施設の出入口を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 路面に高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜面を設けること。
 - (1) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
 - (2) 勾配は、十二分の一以下とすること。
- 3 廊下（一般の利用者の用に供する部分に限る。以下同じ。） 床面に高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜路を設けること。
 - (一) 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。
 - (二) 勾配は、十二分の一以下とすること。
- 4 便所 客用便所（一般の利用者の用に供する便所で、第二号6(一)に掲げる基準に適合する障害者仕様の便所を除いたものをいう。以下同じ。）を設ける場合においては、一以上（男女の別がある場合においては、それぞれ一以上）の客用便所における一以上の便房を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 便器は、腰掛式とすること。
 - (二) 手すりを設けること。

二 施設の規模が別表第一(は)欄に定める規模に該当するものに係る基準

- 1 敷地内の通路 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 有効幅員は、百三十五センチメートル以上とすること。
 - (二) 第一号1(二)及び(三)に掲げる基準
- 2 施設の出入口 1に掲げる基準に適合する敷地内の通路と接続する一以上の施設の出入口を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 有効幅員は、百二十センチメートル以上とすること。
 - (二) 路面に高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜路を設けること。
 - (1) 有効幅員は、百三十五センチメートル以上とすること。
 - (2) 勾配は、十二分の一以下とすること。

- 3 廊下 床面に高低差がある場合においては、次に掲げる基準に適合する傾斜路を設けること。
- (一) 有効幅員は、百二十センチメートル以上とすること。
 - (二) 勾配は、十二分の一以下とすること。
- 4 階段（一般の利用者の用に供する部分に限る。以下同じ。） 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
- (一) 回り階段としないこと。
 - (二) 手すりを設けること。
- 5 居室の出入口（一般の利用者の用に供するものに限る。以下同じ。） 各居室の一以上の出入口を次に掲げる基準に適合させること。
- (一) 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 段差を設けないこと。
- 6 便所 次に掲げる基準に適合させること。
- (一) 次に掲げる基準に適合する一以上の障害者仕様の便所を設けること。
 - (1) 車椅子が内部で回転できる広さとすること。
 - (2) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (3) 出入口及び内部に段差を設けないこと。
 - (4) 扉は、引き戸とすること。
 - (5) 便器は、腰掛式とすること。
 - (6) 便器の周囲に手すりを設けること。
 - (7) 便器の洗浄装置は、操作が容易なものとすること。
 - (8) 次に掲げる基準に適合する洗面台又は手洗器を設けること。
 - ア 水栓器具は、操作が容易なものとすること。
 - イ 洗面台又は手洗器の下部は、車椅子で利用できるものとすること。
 - (二) (一)に掲げる基準により難しい場合においては、一以上（男女の別がある場合においては、それぞれ一以上）の客用便所の一以上の便房を次に掲げる基準に適合させること。
 - (1) 車椅子が内部に進入できる広さとすること。
 - (2) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (3) 第一号4(一)及び(二)に掲げる基準
- 7 附属する駐車場（機械式のもの以外のもので、一般の利用者の用に供する部分に限る。以下同じ。） 駐車台数が三十台以上百台未満である場合にあっては一以上、百台以上二百台未満である場合にあっては二以上、二百台を超える場合にあっては三以上の駐車区画を次に掲げる基準に適合させること。
- (一) 施設の出入口に近い位置とすること。
 - (二) 幅は、三百三十センチメートル以上とすること。
 - (三) 障害者のための国際シンボルマークその他必要な標示をすること。

三 施設の規模が別表第一(に)欄に定める規模に該当するものに係る基準

- 1 敷地内の通路 第二号1の基準に適合させること。
- 2 施設の出入口 1に掲げる基準に適合する敷地内の通路と接続する一以上の施設の出入口を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 第二号2(一)及び(二)に掲げる基準
 - (二) 扉は、自動式の引き戸とすること。
- 3 廊下 第二号3に掲げる基準に適合させること。
- 4 階段 第二号4の基準に適合させること。
- 5 居室の出入口 第二号5の基準に適合させること。
- 6 便所 次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 第二号6(一)に掲げる基準に適合する一以上の障害者仕様の便所を設けること。
 - (二) 一以上(男女の別がある場合においては、それぞれ一以上)の客用便所を次に掲げる基準に適合させること。
 - (1) 一以上の便房を第一号4(一)及び(二)に掲げる基準に適合させること。
 - (2) 一以上の小便器を次に掲げる基準に適合させること。
 - ア 床置きとすること。
 - イ 周囲に手すりを設けること。
 - (3) 一以上の洗面台又は手洗器を第二号6(一)(8)ア及びイに掲げる基準に適合させること。
- 7 洗面所(便所に附属するものを除く。以下同じ。) 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 出入口に段差を設けないこと。
 - (三) 一以上の洗面台を次に掲げる基準に適合させること。
 - (1) 水栓器具は、操作が容易なものとする。
 - (2) 洗面台の下部は、車椅子で利用できるものとする。
- 8 附属する駐車場 第二号7の基準に適合させること。
- 9 エレベーター 一以上を次に掲げる基準に適合させること。
 - (一) 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
 - (二) 籠の間口は百四十センチメートル以上とし、その奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。
 - (三) 乗り場のボタンは、高さ九十センチメートルから百センチメートルまでの位置に設けること。
 - (四) 籠内の高さ八十センチメートルから百センチメートルまでの位置に車椅子を使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設けること。
 - (五) 乗り場のボタン及び籠内の一般用の操作盤のボタンの内容並びに乗り場の階名については、点字による表示をすること。
 - (六) 籠内の利用者に音声等により到着階を通報する装置を設けること。

10 浴室及びシャワー室 一以上を次に掲げる基準に適合させること。

- (一) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。
- (二) 出入口に段差を設けないこと。
- (三) 浴槽の周囲及び洗い場に手すりを設けること。

11 案内 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックその他障害者を案内するための標示又は設備を設けること。

12 固定式の客席 次に掲げる基準に適合させること。

- (一) 九十九席を超える席数百席（百席に満たない端数は百席とする。）ごとに一の車椅子で利用できる区画（間口八十センチメートル以上で奥行き百三十センチメートル以上であるもの）を設けること。
- (二) 客席を千席以上設ける場合においては、難聴者の聴力を補うための設備を設けること。

備考

- 1 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をしようとする場合においては、増築等をしようとする者は、当該増築等の部分のみを特定施設整備基準に適合させるよう努めなければならない。
- 2 次のいずれかに該当すると知事が認めるときは、特定施設整備基準によらないことができる。
 - (一) 特定施設整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ快適に利用することができる場合
 - (二) 建築物の構造、敷地又は地形の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により特定施設整備基準に適合させることが困難である場合